

○高松市仏生山交流センター条例施行規則

令和2年9月30日

規則第67号

高松市仏生山交流センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高松市仏生山交流センター条例（令和2年高松市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第2条 高松市仏生山交流センター（以下「センター」という。）のうち条例第2条第3号に規定する交流センター（以下「交流センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、高松市仏生山交流広場及び屋外広場（以下これらを「広場」という。）を利用し、又は駐車場を使用する場合は、この限りでない。

2 条例第13条第3項に規定する駐車場において自動車を入場させ、及び出場させることができる時間（次項において「入出場時間」という。）は、午前零時から午後12時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間及び入出場時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 交流センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、広場を利用し、又は駐車場を使用する場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(入館者の遵守事項)

第4条 交流センター（広場を除く。）に入館する者（以下「交流センター入館者」という。）及び広場を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の事項を守らなければならない。ただし、第3号に定める事項については、交流センター入館者に限る。

(1) 他の交流センター入館者及び利用者の迷惑となる行為をしないこと。

(2) 所定の場所以外で飲食しないこと。

(3) 喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(4) 危険物又は動物（動物については、広場の利用を伴うものを除く。）を持ち込まないこと。

ただし、身体障害者が同伴する身体障害者補助犬については、この限りでない。

(5) 物品等の販売又は展示、びら等の配布その他これらに類する行為をしないこと（条例第8条第1項の規定により行為の許可を受けている場合を除く。）。

(6) その他交流センターの係員（以下「係員」という。）の指示に従うこと。

(使用目的の変更等の禁止)

第5条 条例第3条第1項及び第8条第1項の許可（条例第16条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）を受けた者（以下それぞれ「交流センター使用者」及び「広場使用者」という。）は、使用若しくは行為の目的を許可なく変更し、又は使用若しくは行為の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等)

第6条 交流センター使用者及び広場使用者は、交流センターの施設等に特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(広場における行為の許可申請)

第7条 条例第8条第1項前段の規定により、広場における同項第6号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、高松市仏生山交流センター広場占用許可申請書（様式第1号）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

(広場における行為の許可)

第8条 市長は、条例第8条第1項前段の規定により、広場における同項第6号に掲げる行為の許可をしたときは、高松市仏生山交流センター広場占用許可書（様式第2号）を交付する。

(許可の変更についての準用)

第9条 条例第8条第1項後段の規定による広場における同項第6号に掲げる行為の許可の変更については、前2条の規定を準用する。

(交流センター使用者及び広場使用者の責任)

第10条 交流センター使用者及び広場使用者は、使用又は行為の期間中善良な管理を怠ってはならない。

(交流センター使用者及び広場使用者の遵守事項)

第11条 交流センター使用者及び広場使用者は、次の事項を守らなければならない。ただし、第3号及び第4号に定める事項については、交流センター使用者に限る。

- (1) 交流センターの運営に支障を来すような行為をしないこと。
- (2) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- (3) 使用する施設の定員を超える人員を入場させないこと。
- (4) 使用する施設に係る交流センター入館者に第4条各号に掲げる事項を守らせること。
- (5) 使用又は行為後は、速やかに原状に回復した後、係員の点検を受けること。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

(係員の立入り)

第12条 係員は、管理上必要があると認めるときは、使用又は行為の期間中随時立入りをすることができる。

(損傷等の届出)

第13条 交流センター入館者及び利用者並びに交流センター使用者及び広場使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、高松市仏生山交流センター施設等損傷・滅失届(様式第3号)を直ちに市長に提出しなければならない。

(カフェスペースの使用申請等)

第14条 条例第7条第1項の規定によるカフェスペースの使用許可については、高松市公有財産事務取扱規則(昭和39年高松市規則第6号)第26条の定めるところによる。

2 前項の使用許可を受けた者(以下「カフェスペース使用者」という。)は、その運営状況等について市長から報告を求められたときは、これを報告しなければならない。

3 カフェスペース使用者は、当該使用を中止しようとするときは、使用を中止する日の2月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第11条及び前条の規定は、カフェスペース使用者について準用する。

(指定管理者が行う業務等)

第15条 条例第16条第5項第4号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

(1) センター(カフェスペースを除く。以下次号エを除き、この条において同じ。)の維持管理

(2) 交流センター(カフェスペースを除く。)の利用に関する業務のうち、次に掲げるもの

ア 物品等の販売又は展示、びら等の配布等の許可に関する業務(広場におけるものを除く。)

イ 特別の設備及び備付け以外の器具の使用に係る許可に関する業務

ウ 第4条第6号、第11条第5号及び第6号並びに第12条の規定により係員が行う業務に係るもの

エ その他センターの設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

2 条例第16条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第6条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則(令和3年6月30日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所

氏 名

（法人又は団体にあつては、主たる
事務所の所在地並びに名称及び代表
者の氏名）

電話番号

高松市仏生山交流センター広場占用許可（変更許可）申請書

広場における占用の許可を受けたいので、高松市仏生山交流センター条例第 8 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

広 場 名	高松市仏生山交流広場 ・ 屋外広場	
占 用 位 置	別紙図面のとおり	
占 用 物 件	数 量	
	面 積	
	種 類	
	構 造	
占 用 目 的		
占 用 期 間		
占用物件の管理方法		
工事の実施方法		
工事の着手及び完了の時期		
広場の復旧方法		
そ の 他		

（注）

- 1 占用位置に関する図面を 2 部添付してください。
- 2 変更許可申請の場合は、変更する項目名を 印で囲んでください。

様式第2号（第8条関係）

高松市指令 第 号

住 所
氏 名 様

高松市仏生山交流センター広場占用許可（変更許可）書

年 月 日付で申請のあった広場の占用については、高松市仏生山交流センター条例第8条第2項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

高松市長

広 場 名	高松市仏生山交流広場 ・ 屋外広場	
占 用 位 置	別紙図面のとおり	
占 用 物 件	数 量	
	面 積	
	種 類	
	構 造	
占 用 目 的		
占 用 期 間		
占用物件の管理方法		
工事の実施方法		
工事の着手及び完了の時期		
広場の復旧方法		
そ の 他		
使 用 料		
許 可 条 件		

様式第3号（第13条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 住 所

氏 名 ㊟

（法人又は団体にあつては、主たる
事務所の所在地並びに名称及び代表
者の氏名）

電話番号

高松市仏生山交流センター施設等損傷・滅失届

次のとおり損傷・滅失したので届けます。

損傷・滅失場所	
損傷・滅失日時	年 月 日（ ） 時 分頃
損傷・滅失箇所 （物件）及び数量	
損傷・滅失の内容	
損傷・滅失の理由	

（注） 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。